

此花区役所における地域支援アドバイザー会計年度任用職員募集要項

1 募集人数

1名

2 業務内容

- (1) 地域活動協議会の自律的運営を促進する本務職員の補助
- (2) 地域活動協議会の構成団体との連携・参画支援する本務職員の補助
- (3) 地域活動協議会の事業活動及び組織運営を支援する本務職員の補助
- (4) 繁忙期その他必要に応じて、地域活動協議会の適正な会計運営に係る事務補助

3 応募資格

- (1) パソコンソフト（Word、Excel）を使用した事務経験を有する方
- (2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

アもしくはイのいずれかで、勤務いただきます。

ア 午前9時00分から午後5時15分（休憩45分）を基本とする。

週4日 30時間

※月曜日から金曜日のうち本市が指定する曜日を1日公休日とする。

イ 午前9時00分から午後3時45分（休憩45分）を基本とする。

週5日 30時間

※ ア・イ共通

週30時間の労働時間の範囲内で、状況に応じて主管課長が勤務時間を指定する場合、夜間に勤務を要する場合、土曜日、日曜日及び祝日が勤務日となる場合もあります。

(2) 休日

- ・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・12月29日から翌年の1月3日までの日

※ 休日出勤を指示した場合、他の日に休日を振替えます。

(3) 勤務場所

大阪市此花区春日出北1-8-4 此花区役所地域サポート課（地域サポート）
（此花区役所 3階）

(4) 報酬等

報酬（月額）	176,436円～196,620円
期末勤勉手当（6月、12月に支給）	644,873円～718,646円（6月、12月の合計額）
年収見込	2,762,105円～3,078,086円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※期末勤勉手当は、1年目は3.655月分ですが、再度の任用がされた場合2年目以降は4.65月分となります。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

上記報酬等は、令和7年12月1日時点（募集時点）のもthingですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

付与日数：12日

付与期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

その他特別休暇（夏季3日・忌引等）あり

(6) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申し込みの内容及び受験提出書類等に虚偽の有ることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

口述（面接）試験（15 分程度）

7 選考日時及び選考会場

日時：令和 8 年 3 月 11 日（水曜日）午前 10 時 00 分開始（午前 9 時 45 分集合）

場所：此花区役所内

詳細な時間・場所は、「受験案内」により通知します。

8 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

（１）此花区役所における地域支援アドバイザー会計年度任用職員採用申込書 1 通

※過去 3 カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

（２）申し立て書 1 通

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

9 採用申込書の受付期間等

（１）持参する場合

ア 申込み期間

令和 8 年 2 月 13 日（金曜日）から令和 8 年 3 月 2 日（月曜日）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

イ 申込書受付場所

〒554-8501 大阪市此花区春日出北 1-8-4

此花区役所地域サポート課（地域サポート）

（２）郵便等で送付する場合

ア 申込み期間

令和 8 年 3 月 2 日（月曜日）まで（当日必着）

※「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ 申込書送付先

上記（１）イと同じ

10 受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、令和8年3月9日（月曜日）までに送付する受験案内により受験者本人あてに通知します。

なお、令和8年3月9日（月曜日）までに受験案内が届かない場合は、以下の問い合わせ先に連絡してください。

11 結果の発表

可否については、令和8年3月19日（木曜日）頃に、受験者本人あてに送付します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

12 その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報には職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- ・本案件については、令和8年度の予算発効をもって有効とします。

13 問合せ先

此花区役所地域サポート課（地域サポート）

〒554-8501 大阪市此花区春日出北 1-8-4 電話：06-6466-9734

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。得心の上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。